様式第3号(第5条関係)

橋本市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書

1　和歌山県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、和歌山県及び橋本市から求められた場合には、それに応じます。

2　次の場合には、橋本市地方就職学生支援金交付要綱12条に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

【全額返還】

①　虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

②　申請日から1年以内に支援金の要件を満たす就業を行わなかった場合

③　申請日から1年以内に橋本市に転入しなかった場合

④　就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合

⑤　転入日から3年未満に橋本市以外の市区町村に転出した場合

【半額返還】

①　転入日から3年以上5年以内に市から転出した場合

3　橋本市に対して納期限が到来している債務(市税除く。)はありません。なお、このことに関する納入状況の調査を承諾します。

上記のことについて、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

4　和歌山県及び橋本市が和歌山県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用すること、並びに和歌山県及び橋本市が当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があることに同意します。

年　　月　　日

(あて先)橋本市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　署名